

国保改善運動全国交流集会 東日本集会のまとめ

2010年11月20日
中央社保協 相野谷安孝

この東日本集会には、15都県、8中央団体、130人が参加いただいた。

まず、報告で触れた「国保は相互扶助」というイデオロギー攻撃が強まっていることと関連して、全国中小企業者団体連絡会が10月4日に行った厚労省交渉で、国保課の担当者は、「国保法には（相互扶助）は明記されていない。国保は「相互扶助」と発言しないように、指導します」と発言した。今後の各地の交渉の際に、これを確認させていくことが大切だ。これから、追求してほしい。

つぎに、第44条減免に関連して捕捉する。44条の一部負担減免は、国保法に法律として定められた制度であり、申請があれば自治体は対応しなければならない制度だ。しかし、「要綱」や「条例」などをつくっていない自治体では、「減免対象とする基準がないのでできない」というのが、申請を受け付けない理由になっている。また、要綱などがあっても、「財源がないからやれない」、と回答する自治体もある。そのため、要綱などを定めていない自治体が全体の半数、実際に実施している自治体はごく少数にとどまっている。一昨年の国会での小池晃参議院議員の追求もあり、厚労省はモデル事業を実施し、9月13日に通達を発した。この通達では、きわめて低い内容ながら、全国共通の減免の基準が示され、減免を実施した際の一部負担金の半分を国が補助することとなった。この厚労省通知にもとづいて、自治体として「要綱」や「条例」を定めて、実際の減免を実施させていく運動が求められている。

その際、厚労相が指示した基準は低いものとなっている、入院医療に限定、直近で収入減少したこと、生活保護基準の3ヶ月分以下の貯金に限られているなどの点だ。保険料の滞納は基準からはずされたが、恒常的低所得が対象とならない問題だ。この点で、田村智子議員が追求し、足立信也政務官が、基準のき上げは今後も検討する」と答弁。ただ、「長期的定職者は生保対象だろう」という解釈で、言い渋っている。そういうことというのなら、生保きちんと支給させと、とせまるのも大事な課題だ。絡め手からいうと、生保受給させたくないから44条で、ということになるかもしれない。また、足立氏は、「国基準というものはそんななかでも最低限これくらいはという感じの表現でございますので、それ、上積み部分といいますかね、もっと市町村がやられるということについては、私はそれは望ましい部分があるのではないかと、そのようにとらえております」と回答。これはぜひ活用して、まず基準のないところで基準を作らせる、同時に基準内容を厚労省の基準をうわまわって作らせる、そのために活用してほしい。

民医連を中心に、無料低額診療の実施がすすんでいるが、これは病院もちだしになる。治療うけさせるために、民医連の院所が自腹を切っておこなっている。その際の対象者は、現場で判断、適応できる。44条についてもそういう病院があるんだから、扱いもそうすべきだ、とせまる運動も大事だ。

宮城から、格差をほっておけば国が壊れる。「いのちの危機」回避する方向へいかないと、この国は大変な事態になるという発言があった。国保では滞納世帯が急増している、滞納世帯は2割から3割に。3世帯に1世帯が払えないという自治体も生まれている、事実上崩壊だ。都道府県単位化すすめ、いっそうの過酷な保険料・税を賦課することになれば、まちがなくな破綻する。

その点で、国保の危機打開の道は、国庫負担増額しかない。削ったお金をもとにもどせ、1984年水準へもどせ、と。これしかない。大いに訴える。

財源をどうするかと言う質問は、沖縄社保学校でもだされた。「大企業課税、資産家課税、可能か?」。この質問に、二宮先生は、「断言できる、できます」と明快に回答している。「大企業課税、資産家課税」は、社会保障のたたかひの本質的問題だ。「不況時、お金ない、増税できない。でもそれは貧乏人の発想です。過剰資金ありあまっている状態。企業はぼろもうけ・・・。金持ちにお金が滞留している、国債は9割国内で保有。ギリシャとはちがう。あそんでいる金を税金で吸い上げればいい。過剰資金の所在

に目をむければよい」と。正確には、社会保障誌冬号を読んでほしい。いずれにしても、社会保障のたかひの課題として、国保崩壊の危機に立ち向かう運動が必要だ。

今後のたかひ方について、5点を述べる。

第1に、現在、都道府県単位化（広域化）は、事務方内部で検討されており、表にでてこない、住民には知らされていない。事務方内部では、担当者が悩んでいるか、厚労省に言われるがままの思考停止状態というのが実態だ。厚労省は、こうした自治体のようすみて、「（広域化を進める）千載一遇」のチャンスとしている。内部問題にせず、住民にひきずりだして政治問題化すること大事だ。

第2に、担当者に広域化で、苦しい財政問題は解決しないこと、効果もないこと、とりわけ住民のいのちと健康を守るという自治体の役割を發揮するためのだいなツール（国保）を失うことになること、などをきちんと伝える。財政効果ないことはすでに立証済みだ。合併すすんで、大きな市町村できたが、国保料は上がったところだけだ。さいたま市10年前に合併、以降国保料は上がり続けている。政令市ほど、滞納者多く保険料高い。県でまとめたところでスケールメリットでてこない。

実際に、県単位でまとめた場合、東京は、国保加入者400万以上、巨大保険者。一方で、鳥取県は20数万人の加入者。スケールメリット論はうそだ。都道府県単位化、被害は小さな町・村が大きい。現在、保険料の安いところは医療機関が少ないことなどが、その理由の一つだが、そこがいっしょになって高い保険料にあわせられる。そのうえ医療もない。そんな町をつくっていいのか。

広域化でメリットあるのは、大都市、いまでも高い保険料のところ、少しだけ、町村に分担させた分だけ下がるかもしれない。その他は被害のみ。県で統一させるためにはすべての賛成が必要、反対自治体であれば、痛手になる。

第3に、市区町村、自治体は、住民の健康といのちを守るのが役割、地方自治の本旨だ。その要となる公的医療保険制度がとりたてだけの制度に変わっては、これは自治体の役割放棄である。そういう問題。住民を守る手段としての国保を自治体と一緒に守る、という運動が大切だ。

第4に、この問題を国保加入者や、高齢者だけの問題にせず、次にでてくるのは協会けんぽ・組合健保との統一であり、国保加入者にはすでに非正規などの労働者が多く加入していることもあり、労働者の問題、労働組合の問題として、広く地域の共同をつくるたかひ、大きなかまへの宣伝が必要だ。

第5に、毎日新聞の調査で、広域化に賛成している知事は4県のみ、29県の知事が反対している。反対の知事になかには、「広域化しても構造的な問題の解決ならない」と発言している知事（兵庫）もいる。こうした知事さんたちとも、うまく連帯して、世論ひきおこしてほしい。

民医連の湯浅氏が発言したように、いよいよ来年の通常国会には社会保障分野の改悪法案が目白押しだ。国保・後期医療、障害者自立支援法、「子ども・子育て新システム」、介護保険改悪・・・いっせいに来年通常国会にでてくる。通常国会は社会保障国会になる。これらの改悪に貫かれているのが、「構造改革」路線、大企業の利益を拡大し、国民の暮らしに係わる社会保障は抑制・削減をするという内容だ。これらの悪法を阻止し、抑制ではなく拡充に切り替え、安心して住みつけられる社会にきりかえる、攻勢的な社会保障の再構築をめざす運動を対置させたかひことになる。

その通常国会の予算審議のさなかに、いっせい地方選挙が行われる。本日、意思統一した広域化反対、後期医療廃止など、選挙の争点におしあげて世論つくっていく。そういうたかひを全国でつくってきたい。

最後に、沖縄知事選、イハ洋一さんの勝利が、沖縄にとどまらない大きな日本の結節点になる。まず普天間閉鎖、辺野古移転させない、県民の思いを県知事として確立する選挙だ。すでに、アメリカのアーミテージ氏は、（イハさんが知事になれば）、県内移設もう「不可能」だとお墨付きをあたえている。沖縄から普天間基地なくす、米軍基地なくす大きな一歩になる。平和と社会保障は密接不可分、支援の声、届けてほしい。そのことを最後に訴えて、本集会のまとめとする。